

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

---

清須市介護予防・日常生活支援総合事業説明会

平成29年11月7日（火）  
清洲総合福祉センター 2階 第1会議室

清須市健康福祉部高齢福祉課

# 第1部 訪問型サービスについて

## 【要点】

- ・従前相当のサービスは平成30年3月末をもって廃止
- ・生活支援訪問サービス(基準緩和型)を平成30年4月から開始
- ・生活支援訪問サービスの指定申請を平成30年2月末までに
- ・きよす家事サポーター(仮称)によるサービスを平成30年度中に開始

# 訪問型サービスの基準（指定）

	<b>介護予防訪問サービス</b> 従前相当サービス	平成30年3 月末で廃止	<b>生活支援訪問サービス</b> 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）						
内容	身体介護および生活援助		同左						
対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者		同左						
サービス提供日	定めなし		原則、土・日・祝を除く						
サービス提供時間	概ね45分		45分						
事業所の指定／委託	指定		同左						
単価等  7級地 1単位 10.21円	【月額包括単位】  <table border="1"> <thead> <tr> <th>週1回程度</th> <th>週2回程度</th> <th>週3回以上 (要支援2のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,168単位</td> <td>2,335単位</td> <td>3,704単位</td> </tr> </tbody> </table> 従前の介護予防訪問介護と同じ報酬、各種加算あり	週1回程度	週2回程度	週3回以上 (要支援2のみ)	1,168単位	2,335単位	3,704単位		【基本的に1回当たりの報酬】 従前の介護予防訪問介護の概ね9割相当  加算は初回加算と、市独自に身体介護提供加算（身体介護を要する場合）を設定  （※詳細は別頁）
週1回程度	週2回程度	週3回以上 (要支援2のみ)							
1,168単位	2,335単位	3,704単位							
請求方法	—		国保連合会経由 A3のコードで請求						

# 訪問型サービスの基準（指定）

	<b>介護予防訪問サービス</b> 従前相当サービス	<b>生活支援訪問サービス</b> 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
人員基準	<p style="text-align: right;"><b>平成30年3月末で廃止</b></p> <p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤、専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【訪問介護員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤換算2.5人以上</li> <li>資格：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</li> </ul> <p>【サービス提供責任者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2）</li> <li>資格：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能                      ※2 一部非常勤職員も可能</p>	<p>【管理者】 同左</p> <p>【訪問介護員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤換算1人以上</li> <li>資格：同左</li> </ul> <p>【サービス提供責任者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤の訪問介護員等のうち1人以上  <span style="margin-left: 2em;">※利用者数による基準を撤廃</span></li> <li>資格：同左</li> </ul>
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さの区画  サービスの提供に必要な設備及び備品等	同左

# 生活支援訪問サービスの報酬と加算

生活支援訪問サービスの報酬と加算の詳細は以下のとおりです。

利用回数については報酬算定のための値であり、例えば要支援1や事業対象者の方の全員が月に9回・10回以上利用できる事を示すものではありません。

サービスの利用回数は地域包括支援センター、又は地域包括支援センターから委託を受けた介護支援専門員のケアマネジメントによって決定されます。

## 【要支援1・事業対象者】

利用回数	基本報酬	身体介護提供加算	初回加算
週1回から2回程度 (月に8回までの利用)	242単位/回数	27単位/回数	200単位/月
週2回以上の利用 (月に9回以上の利用)	2,101単位/月		

## 【要支援2】

利用回数	基本報酬	身体介護提供加算	初回加算
週1回～3回程度の利用 (月に13回までの利用)	242単位/回数	27単位/回数	200単位/月
週3回以上の利用 (月に14回以上の利用)	3,333単位/月		

※おおよその目安として、従前の介護予防訪問介護の9割相当。身体介護提供加算を算定すると同程度。

# 訪問型サービスの基準（きよす家事サポーター）

	きよす家事サポーター(仮称)
	平成30年度中に開始予定
内容	家事サポーターによる訪問サービス（生活援助のみ） 掃除、買い物、調理、外出の付き添い、ごみ出し等
対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者
サービスの提供主体	サポーター養成講座を受講しサポーター会員として登録した者
サービス提供日	土・日・祝を除く
サービス提供時間	60分
利用料金	調整中
請求方法	—

# 訪問型サービス報酬の比較

介護予防訪問サービス（従前相当サービス）と生活支援訪問サービス（緩和した基準によるサービス）の報酬の比較は以下のとおりです。

## 介護予防訪問サービス(従前相当)

平成30年3月末で廃止

	要支援1・事業対象者		要支援2	
	身体なし	身体あり	身体なし	身体あり
1回	1,168	1,168	1,168	1,168
2回	1,168	1,168	1,168	1,168
3回	1,168	1,168	1,168	1,168
4回	1,168	1,168	1,168	1,168
5回	1,168	1,168	1,168	1,168
6回	2,335	2,335	2,335	2,335
7回	2,335	2,335	2,335	2,335
8回	2,335	2,335	2,335	2,335
9回	2,335	2,335	2,335	2,335
10回	2,335	2,335	2,335	2,335
11回			3,704	3,704
12回			3,704	3,704
13回			3,704	3,704
14回			3,704	3,704
15回			3,704	3,704

## 生活支援訪問サービス(基準緩和型)

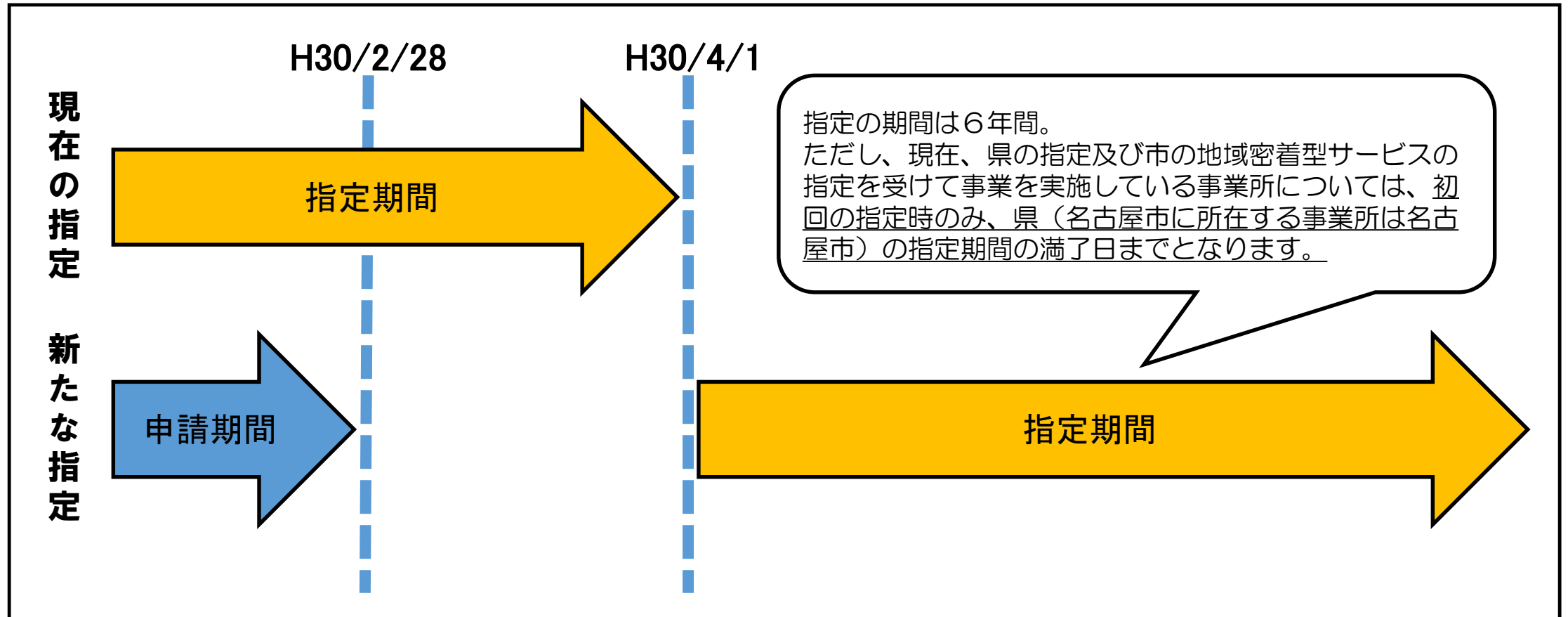
	要支援1・事業対象者		要支援2	
	身体なし	身体あり	身体なし	身体あり
1回	242	269	242	269
2回	484	538	484	538
3回	726	807	726	807
4回	968	1,076	968	1,076
5回	1,210	1,345	1,210	1,345
6回	1,452	1,614	1,452	1,614
7回	1,694	1,883	1,694	1,883
8回	1,936	2,152	1,936	2,152
9回	2,101	2,344	2,178	2,421
10回	2,101	2,371	2,420	2,690
11回			2,662	2,959
12回			2,904	3,228
13回			3,146	3,497
14回			3,333	3,711
15回			3,333	3,738

# 指定手続について

現在受けている従前相当サービスの指定は、みなし指定・独自指定に関わらず全ての事業所が平成30年3月末で期限切れとなります。

引き続き基準緩和型サービスとしてサービス提供を実施する場合、指定期間開始の前々月の月末（平成30年4月1日開始の場合は平成30年2月末日）までに市へ指定の申請を行ってください。

指定申請書等の様式は平成29年12月末を目途に清須市ホームページに掲載予定です。





# 第2部 通所型サービスについて

## 【要点】

- ・従前相当のサービスは平成30年3月末をもって廃止
- ・生活支援通所サービス(基準緩和型)の改正
  - ①半日型、1日型の設定(通所介護と時間を合わせる必要はない)
  - ②基本の報酬の改定(従前相当に対して半日型概ね8割、1日型概ね9割相当)
  - ③入浴介助加算の報酬減(50単位→38単位)
  - ④人員基準を再確認
- ・市外事業所への指定は、現在利用している方の利用に限定
- ・生活支援通所サービスの指定申請を平成30年2月末までに

# 通所型サービスの基準（指定）

市内事業所

	介護予防通所サービス 従前相当サービス	平成30年3 月末で廃止	生活支援通所サービス 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
内容	機能訓練、レクリエーション、送迎、入浴など		軽運動、レクリエーション、趣味活動、送迎、入浴など				
対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者		同左				
サービス提供	ケアマネジメントに基づき決定（週1回～2回） 利用者の様態により利用時間は異なる		ケアマネジメントに基づき決定（週1回～2回） 利用者の様態により利用時間は異なる 【半日型】…所要時間3時間以上5時間未満 【1日型】…所要時間5時間以上				
事業所の指定／委託	指定		同左				
単価等  7級地 1単位 10.14円	<p>【月額包括単位】</p> <table border="1"> <tr> <td>事業対象者・要支援1 （週1回程度）</td> <td>要支援2 （週2回程度）</td> </tr> <tr> <td>1,647単位</td> <td>3,377単位</td> </tr> </table> <p>従前の介護予防通所介護と同じ報酬、各種加算あり</p>	事業対象者・要支援1 （週1回程度）	要支援2 （週2回程度）	1,647単位	3,377単位		<p>【基本的に1回当たりの報酬】</p> <p>半日型は従前の介護予防通所介護の概ね8割相当 1日型は従前の介護予防通所介護の概ね9割相当</p> <p>加算は運動器機能向上加算と、市独自に入浴介助加算（入浴介助を要する場合）を設定 （※詳細は別頁）</p>
事業対象者・要支援1 （週1回程度）	要支援2 （週2回程度）						
1,647単位	3,377単位						
請求方法	—		国保連合会経由 A7のコードで請求				

# 通所型サービスの基準（指定）

市内事業所

	介護予防通所サービス 従前相当サービス	平成30年3 月末で廃止	生活支援通所サービス 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
人員基準	<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤、専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> </ul> <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> </ul> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人に専従0.2人以上 （生活相談員・介護職員の1人以上は常勤）</li> </ul> <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤、専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：<u>なし</u></li> </ul> <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：<u>なし</u></li> </ul> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：～15人 1人以上 16人～ 利用者1人に<u>0.1人以上</u> （※詳細は別頁）</li> </ul> <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：<u>なし</u></li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<p>食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</p> <p>静養室・相談室・事務室</p> <p>消火設備その他非常災害に必要な設備</p> <p>その他必要な設備・備品</p>		<p><u>サービスを提供するために必要な場所</u> <u>（3㎡×利用定員以上）※専用でなくても可</u></p> <p>消火設備その他非常災害に必要な設備</p> <p>その他必要な設備・備品</p>

# 生活支援通所サービスの介護職員配置基準

市内事業所

## ①通所介護の定員と生活支援通所サービスの定員の合計が15人以下の場合

⇒ 通所介護と生活支援通所サービス合わせて介護職員1人以上

《例》地域密着型通所介護 定員8人、生活支援通所サービス 定員5人の計13人の場合  
⇒両サービス定員の合計が15名以下のため 介護職員計1人以上

## ②通所介護の定員が15人以下で生活支援通所サービスの定員との合計が16人以上の場合

⇒ 以下の例のとおり

《例》地域密着型通所介護 定員14人、生活支援通所サービス 定員11人の計25人の場合  
⇒通所介護 1人（定員14人）  
生活支援通所サービス 0人（定員 1人）+1人（定員10人） 介護職員計2人以上

## ③通所介護の定員だけで定員が15人を超える場合

⇒ 以下の例のとおり

《例》通所介護 定員23人、生活支援通所サービス 定員14人の計37人の場合  
⇒通所介護 1人（定員15人）+1人（定員5人）+0.6人（定員3人）  
生活支援通所サービス 1人（定員10人）+0.4人（定員4人） 介護職員計4人以上

# 通所型サービスの基準（指定）

市外事業所

	介護予防通所サービス 従前相当サービス	平成30年3 月末で廃止	生活支援通所サービス 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
内容	機能訓練、レクリエーション、送迎、入浴など		軽運動、レクリエーション、趣味活動、送迎、入浴など				
対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者		指定申請時に市に届出を行った要支援者、基本チェックリスト該当者				
サービス提供	ケアマネジメントに基づき決定（週1回～2回） 利用者の様態により利用時間は異なる		ケアマネジメントに基づき決定（週1回～2回） 利用者の様態により利用時間は異なる 【半日型】…所要時間3時間以上5時間未満 【1日型】…所要時間5時間以上				
事業所の指定／委託	指定		同左				
単価等	<p>【月額包括単位】</p> <table border="1"> <tr> <td>事業対象者・要支援1 （週1回程度）</td> <td>要支援2 （週2回程度）</td> </tr> <tr> <td>1,647単位</td> <td>3,377単位</td> </tr> </table> <p>従前の介護予防通所介護と同じ報酬、各種加算あり</p>		事業対象者・要支援1 （週1回程度）	要支援2 （週2回程度）	1,647単位	3,377単位	<p>【基本的に1回当たりの報酬】</p> <p>半日型は従前の介護予防通所介護の概ね8割相当 1日型は従前の介護予防通所介護の概ね9割相当</p> <p>加算は運動器機能向上加算と、市独自に入浴介助加算（入浴介助を要する場合）を設定 （※詳細は別頁）</p>
事業対象者・要支援1 （週1回程度）	要支援2 （週2回程度）						
1,647単位	3,377単位						
請求方法	—		国保連合会経由 A7のコードで請求				

# 通所型サービスの基準（指定）

市外事業所

	介護予防通所サービス 従前相当サービス	平成30年3 月末で廃止	生活支援通所サービス 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
人員基準	<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤、専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> </ul> <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> </ul> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：～15人 専従1人以上 16人～ 利用者1人に専従0.2人以上 （生活相談員・介護職員の1人以上は常勤）</li> </ul> <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：1人以上</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：常勤、専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：<u>なし</u></li> </ul> <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：<u>なし</u></li> </ul> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全にサービスを提供するために必要な人数</li> </ul> <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：なし</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<p>食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</p> <p>静養室・相談室・事務室</p> <p>消火設備その他非常災害に必要な設備</p> <p>その他必要な設備・備品</p>		<p>安全にサービスを提供するために必要な広さの場所</p> <p>消火設備その他非常災害に必要な設備</p> <p>その他必要な設備・備品</p>

# 生活支援通所サービスの報酬と加算

生活支援通所サービスの報酬と加算の詳細は以下のとおりです。

## ■半日型（3時間以上5時間未満）

おおよその目安として、従前の介護予防通所介護の8割相当。入浴介助加算を算定すると9割程度。

### 【要支援1・事業対象者】

利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算
月に4回まで	304単位/回数	38単位/回数	225単位/月
月に5回以上	1,520単位/月		

### 【要支援2】

利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算
月に8回まで	304単位/回数	38単位/回数	225単位/月
月に9回以上	2,701単位/月		

## ■1日型（5時間以上）

おおよその目安として、従前の介護予防通所介護の9割相当。入浴介助加算を算定すると同程度。

### 【要支援1・事業対象者】

利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算
月に4回まで	342単位/回数	38単位/回数	225単位/月
月に5回以上	1,710単位/月		

### 【要支援2】

利用回数	基本報酬	入浴介助加算	運動器機能向上加算
月に8回まで	342単位/回数	38単位/回数	225単位/月
月に9回以上	3,039単位/月		

# 通所型サービス報酬の比較

介護予防通所サービス（従前相当サービス）と生活支援通所サービス（緩和した基準によるサービス）の報酬の比較は以下のとおりです。

## 介護予防通所サービス(従前相当)

平成30年3月末で廃止

	要支援1・事業対象者		要支援2	
	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり
1回	1,647	1,647	3,377	3,377
2回	1,647	1,647	3,377	3,377
3回	1,647	1,647	3,377	3,377
4回	1,647	1,647	3,377	3,377
5回	1,647	1,647	3,377	3,377
6回			3,377	3,377
7回			3,377	3,377
8回			3,377	3,377
9回			3,377	3,377
10回			3,377	3,377

## 生活支援通所サービス(基準緩和型) H29

平成30年3月末で廃止

	要支援1・事業対象者		要支援2	
	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり
1回	370	420	379	429
2回	740	840	758	858
3回	1,110	1,260	1,137	1,287
4回	1,480	1,680	1,516	1,716
5回	1,482	1,732	1,895	2,145
6回			2,274	2,574
7回			2,653	3,003
8回			3,032	3,432
9回			3,039	3,489
10回			3,039	3,539

## 生活支援通所サービス(基準緩和型) 1日型

	要支援1・事業対象者		要支援2	
	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり
1回	342	380	342	380
2回	684	760	684	760
3回	1,026	1,140	1,026	1,140
4回	1,368	1,520	1,368	1,520
5回	1,710	1,900	1,710	1,900
6回			2,052	2,280
7回			2,394	2,660
8回			2,736	3,040
9回			3,039	3,381
10回			3,039	3,419

## 生活支援通所サービス(基準緩和型) 半日型

	要支援1・事業対象者		要支援2	
	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり
1回	304	342	304	342
2回	608	684	608	684
3回	912	1,026	912	1,026
4回	1,216	1,368	1,216	1,368
5回	1,520	1,710	1,520	1,710
6回			1,824	2,052
7回			2,128	2,394
8回			2,432	2,736
9回			2,701	3,043
10回			2,701	3,081



# 通所型サービスの基準（委託）

	<b>きよす元気アップサービス</b> 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	<b>きよす集中リハビリサービス</b> 通所型サービスC（短期集中予防サービス）								
内容	生活機能向上のための機能訓練を行い、地域での社会参加によって、生きがいを持って自立した生活が送れるように支援する	リハビリ専門職が短期間に集中的に関わることで、生活機能の改善、運動器の機能向上を目指すことや地域で自立した生活が送れるよう支援する								
対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者	同左								
サービス提供	基本週2回以上（ケアマネジメントにより1回も可） サービス提供時間は1.5時間以上（送迎時間除く） 利用回数は基本3か月（必要に応じて6か月）の間に最大30回 30回のサービス提供のうち、少なくとも1回は訪問サービスを行う	同左								
事業所の指定／委託	委託	同左								
委託料及び利用者自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託料</th> <th>利用者自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,700円／回数</td> <td>300円／回数</td> </tr> </tbody> </table>	委託料	利用者自己負担額	4,700円／回数	300円／回数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託料</th> <th>利用者自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,200円／回数</td> <td>300円／回数</td> </tr> </tbody> </table>	委託料	利用者自己負担額	5,200円／回数	300円／回数
委託料	利用者自己負担額									
4,700円／回数	300円／回数									
委託料	利用者自己負担額									
5,200円／回数	300円／回数									
請求方法	清須市へ実績報告と共に直接請求	同左								

# 通所型サービスの基準（委託）

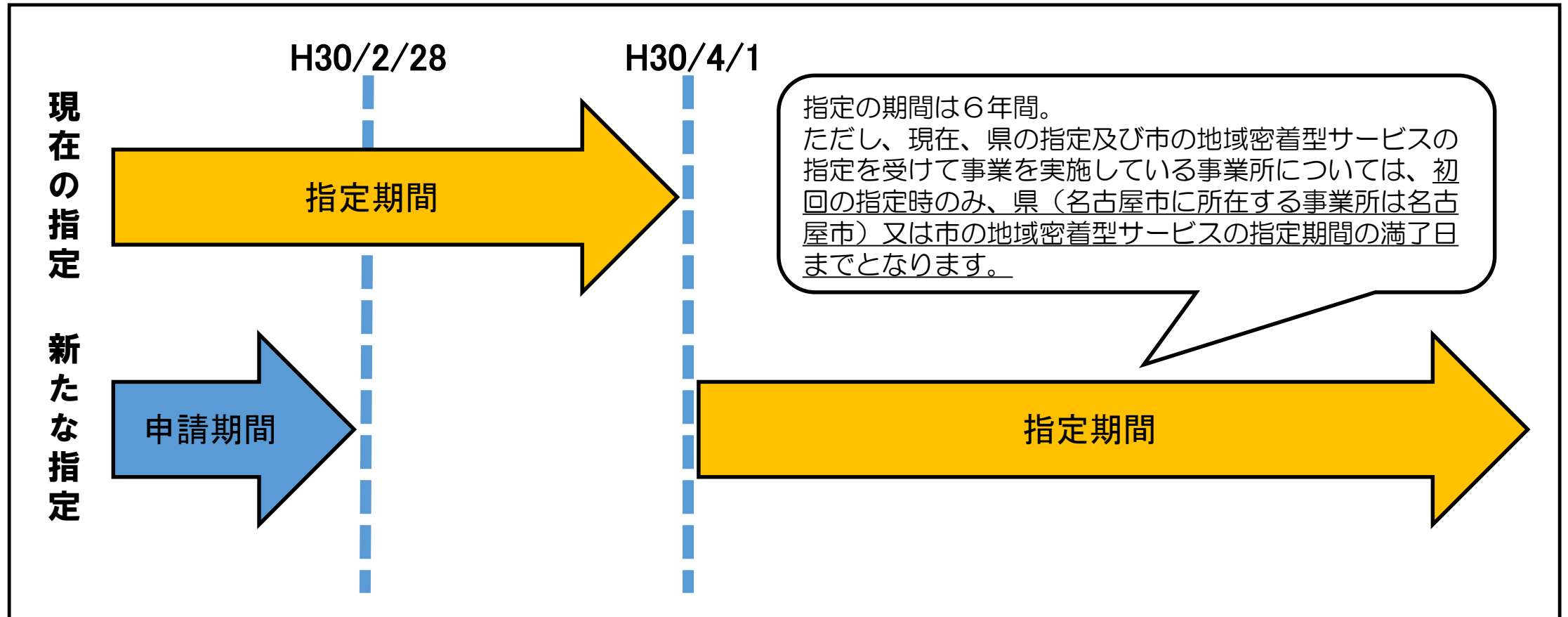
	<b>きよす元気アップサービス</b> 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	<b>きよす集中リハビリサービス</b> 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
<b>人員基準</b>	<p>【責任者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に応じて必要数</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>【責任者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> <li>資格：なし</li> </ul> <p>【リハビリテーション専門職】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置：専従1人以上</li> <li>資格：理学療法士又は作業療法士</li> </ul> <p>【従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に応じて必要数</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
<b>設備基準</b>	<p>事業の運営を行うために必要な広さの区画</p> <p>※他のサービスとはサービス提供時間、又はサービスの提供場所を完全に分けてください。（例：生活支援通所サービスと同時間、同室でのサービス提供は不可）</p> <p>サービスの提供に必要な設備及び備品等</p>	同左

# 指定手続について

現在受けている従前相当サービスの指定は、みなし指定・独自指定に関わらず全ての事業所が平成30年3月末で期限切れとなります。

引き続き基準緩和型サービスとしてサービス提供を実施する場合、指定期間開始の前々月の月末（平成30年4月1日開始の場合は平成30年2月末日）までに市へ指定の申請を行ってください。

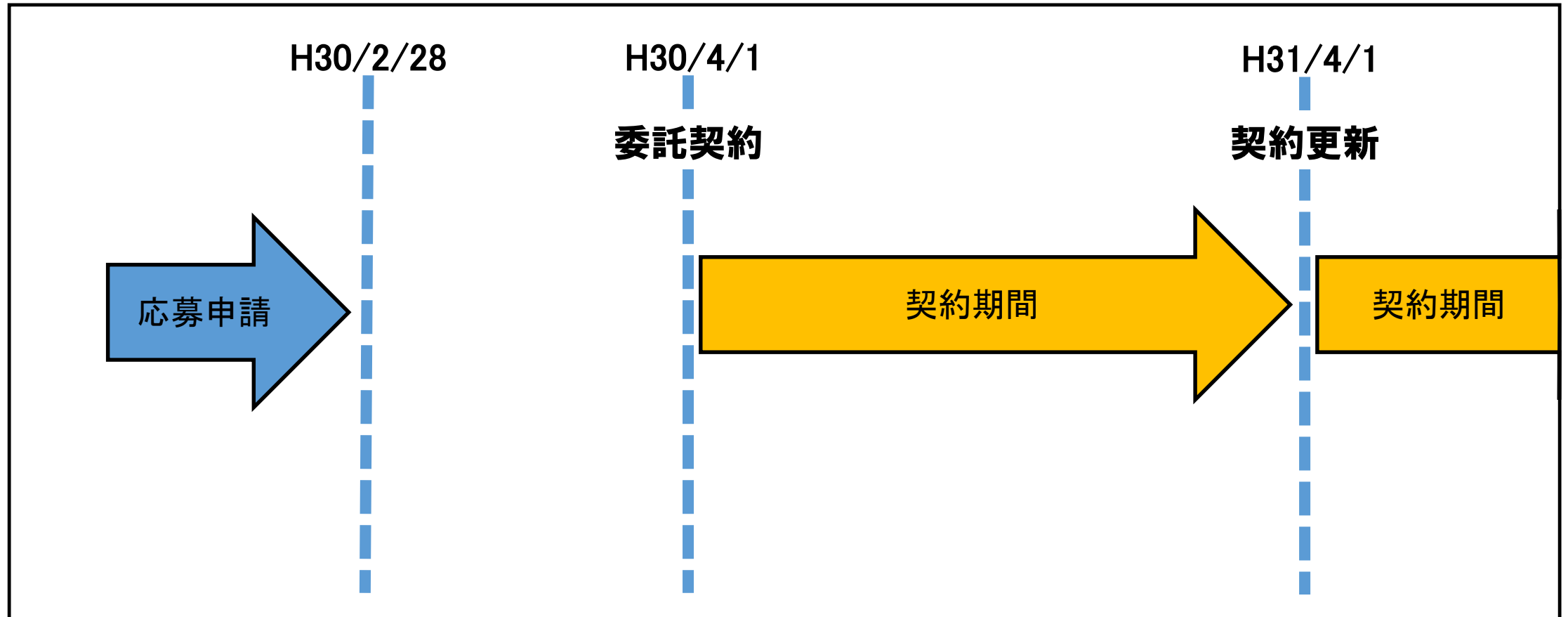
指定申請書等の様式は平成29年12月末を目途に清須市ホームページに掲載予定です。



# 委託サービスの開始の手続について

サービス開始の前々月の月末（平成30年4月1日開始の場合は平成30年2月末日）までに市へ応募申請を行ってください。

応募申請後、サービスの提供をするに当たり適切な事業者であると認められる場合は、市と委託契約を締結し、サービスの提供開始となります。契約は毎年更新となります。



# ご意見・お問い合わせについて

今回の説明会の内容に関するご質問等は高齢福祉課までお問い合わせください。

また、今回の資料の内容は11月7日時点の案になります。

ご意見等がありましたら11月末までに高齢福祉課までご連絡ください。



## 【問合せ先】

清須市 健康福祉部 高齢福祉課 介護予防係

住所：清須市須ヶ口1238番地（北館1階）

TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

E-mail：koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp